

## 意見案第8号

### 保育士の処遇改善、保育所整備等の促進を求める意見書

国では、待機児童の解消を目指した「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することとしており、この保育の受け皿の確保には、保育を支える保育士の確保や保育施設への支援が不可欠であるとしている。

さらに、本年3月には、追加の緊急的な取り組みとして、児童の受け入れ強化や施設整備費支援の拡充など、待機児童を解消するための受け皿拡大に向けて積極的に取り組んでいる地方自治体に対しての支援を講ずることにより、受け皿を約50万人分まで上積みした。

このような状況の中、本道における合計特殊出生率は平成27年の人口動態統計月報年計（概数）において1.29と全国平均1.46を大きく下回るなど、全国を上回る速さで少子化が進行しており、出生率改善に向け、どこにいても安心して子どもを生み育てることができるよう、これまで以上に子育て支援施策を推進していく必要がある。

本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、国は、保育士の処遇改善を含めた保育人材確保のための総合的な対策を講じながら、就労環境の改善などに取り組むこととしている。

よって、国においては、待機児童解消の実現に向けて、次の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 待機児童解消に向けた必要な予算を確保し、保育士等の処遇改善や配置基準の見直しを含む総合的な対策を早急に進めること。
  - 2 受け皿整備に当たっては、国有地等も活用した保育所整備等、地域の実情に応じて早急に進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
一億総活躍担当大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連